

令和2年度 認定薬局等整備事業  
(専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業)  
実施者公募要領

令和2年2月

厚生労働省

## 1. 総則

令和2年度認定薬局等整備事業(専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業)実施要綱(令和2年1月30日付薬生発0130第5号)に基づき、事業(以下「本事業」という。)を実施する実施者の公募については、この要領に定めます。

## 2. 提出書類等

### (1) 提出書類、部数及び提出方法

書面により、以下のア～カを各1部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者へ提出してください(郵送)。

また、ア～カの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事業内容担当者へ提出してください(メール)。なお、電子媒体のファイル名は各ファイルがア～カのどれに該当するかがわかるようにしてください。

ア 事業応募書

イ 認定薬局等整備事業(専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業)実施計画書(案)

ウ 認定薬局等整備事業(専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業)積算内訳書(案)

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

申請者欄だけでなく、事業実施者名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

カ 法人の場合、法人の概要や経歴、定款(又は規約)、業務方法書など応募法人及びその活動が分かる資料

### (2) 提出期限

令和2年3月6日(金)正午 必着

## 3. 交付予定額

以下の金額を目安に、令和2年度認定薬局等整備事業委託費(専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき決定された金額を交付します。

3,800千円

## 4. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、当省に設置する令和2年度認定薬局等整備事業(専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業)選定審査委員会(以下「審査委員会」

という。)の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、3事業実施者を目安として採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

## (1) 審査手順

### ア 書類審査

審査委員会により、3.(2)の審査項目に基づき書類審査を実施します(提出書類については、1.(1)の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。)

### イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、応募者に対してヒアリング審査を実施します。

### ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

## (2) 審査項目

以下のア～エの事項について、総合的に優れている事業を採択します。

### ア 応募者

- ・ 学術団体又は学術団体に準じる活動を行っていると思われる非営利法人であるか。
- ・ 薬剤師を対象とした活動を主に行っており、会員数が1,000人以上であるか。

### イ 応募者が認定するがん薬物療法の専門性に関する認定

- ・ 法人として、5年以上がん薬物療法に関する認定の活動を行っており、かつ、その内容を公表しているか。
- ・ 薬局に従事する薬剤師を対象にしたがん薬物療法の専門性に関する認定を行っており、かつ、認定に関して、以下の要件を満たしているか。
  - 認定の取得条件を公表していること。
  - 講習会の受講、がん患者への薬剤師の介入実績の確認、試験の実施など専門性を確認するために適正な取得条件を定めていること。
  - 認定を定期的に更新する制度を設けていること。

### ウ 応募者の事業の実施体制

- ・ 事業を適正に実施する組織、体制等を有しているか。
- ・ 本事業終了後も、引き続き、認定取得を推進するための取組を実施

する体制を明確かつ具体的に示しているか。

エ 実施予定の事業内容について

- ・ 事業により、薬局に従事する薬剤師が専門性に関する認定を取得するための取組を促進させるものになっているか。
- ・ 実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。
- ・ 専門性に関する認定についての課題、今後の方針を明確かつ具体的に示しているか。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した者に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。また、本審査による採択については、予算が成立しなかった際は無効となります。

5. 留意事項

(1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱(案)及び実施要綱を参照してください。

(2) 積算内訳書(案)について、「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上することができます。

また、計上する場合には、個別の品目名を記載してください。

(3) 事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する必要があるので、可能な範囲で詳細に記載すること。

(4) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。

(5) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

## 6．応募・審査スケジュール

3月6日（金）正午 各事業実施者からの提出締め切り

応募書の提出を予定する場合は、その旨について、2月21日（金）までに事業内容担当宛連絡（電話、メール等）をお願いします。

3月下旬～4月上旬 国において審査、採択・不採択の連絡

4月中旬 国から基準額通知の発出（内示）

当該通知発出日以降に、事業の開始が可能となります。

5月中旬 交付申請書の締め切り

8月下旬 交付決定

上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

## 7．提出先・照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

手続担当：久保田（内線 4213）[kubota-takeshi@mhlw.go.jp](mailto:kubota-takeshi@mhlw.go.jp)

事業内容担当：三山（内線 4219）[miyama-yuuko@mhlw.go.jp](mailto:miyama-yuuko@mhlw.go.jp)

問合せ時間は、平日の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）とします。